

平成21年9月30日裁決

主文

本件再審査請求を棄却する。

理由

第1 再審査請求の趣旨

再審査請求人(以下「請求人」という。)の再審査請求の趣旨は、障害基礎年金の支給を求めることである。

第2 再審査請求の経過

1 請求人は、血友病A、C型慢性肝炎(以下、併せて「当該傷病」という。個別にいうときは、前者を「当該傷病A」、後者を「当該傷病B」という。)により障害の状態にあるとして、平成〇年〇月〇日(受付)、社会保険庁長官に対し、障害認定日による請求として障害基礎年金の裁定を請求した。なお、裁定請求書に明示されている請求の態様は上記のように障害認定日による請求であるが、裁定請求に当たっては、当該傷病による障害に係る平成〇年〇月〇日現症のもの、平成〇年〇月〇日現症のものとの2通の診断書(以下、前者を「診断書A」、後者を「診断書B」ともいう。)が提出されていることが認められるところ、後記第3の1・2によれば、本件において、請求人の当該傷病による障害の状態を認定すべき基準時として考えられるのは、請求人が20歳に達した日である平成〇年〇月〇日と、裁定請求日である平成〇年〇月〇日であることが明らかであることにかんがみると、請求人は、当該傷病による障害の状態について、20歳に達した日については診断書Aにより、裁定請求日については診断書Bにより、それぞれこれを認定することを求めて裁定請求に及んだものと解されないではない。このように考えると、本件裁定請求については、明示的に申し立てられている障害認定日による請求に加えて、予備的にいわゆる事後重症による請求が黙示的に

申し立てられているものとして、これを扱うのが相当というべきである。

2 この裁定請求について、社会保険庁長官は、平成〇年〇月〇日付で、請求人に対し、「2級の障害基礎年金が支給される程度としては、「身体の機能の障害または長期にわたる安静を必要とする病状により、日常生活が著しい制限を受けるか、または日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度のもの」と規定されています。あなたから提出された診断書によりますと、日常生活に著しい制限を加える程度とまではいえないことから、2級以上の障害の状態とは認められません。」との理由により、障害基礎年金を支給しない旨の処分(以下「原処分」という。)をした。なお、請求人に対する原処分への通知である「国民年金障害基礎年金の不支給について」と題する書面(以下「原処分通知」という。)に原処分の理由として記載されているのは上記のとおりであって、他に何らの記載もないため、原処分が、本件裁定請求は障害認定日による請求だけで、事後重症による請求はないものとしてなされたのか、それとも両請求があることを前提として、いずれもいわゆる程度不該当を理由に認められないとしたものか、必ずしも明らかではないが、後者のような処理をしたものと解されないでもないので、本件裁定請求については、障害認定日による請求及び事後重症による請求のいずれについても、原処分によっていわゆる程度不該当を理由とする不支給の処分が行われたものとして扱うこととする。ただし、本件におけるように、障害の状態に係る現症の時期がかけ離れた2通の診断書が提出されていて、予備的に事後重症による請求が黙示的に申し立てられていると解するのを相当とする事案については、この申立てに対しても審査・判断を行ったことが紛れもない形で明示されるべきであり、この点において、原処分通知は極めて不適切である。また、後記再審査請求後のことであるが、再

査請求に係る本件審理期日において、保険者の代理人は、診断書Aによると請求人の当該傷病Aによる障害の状態は後記国年令別表に定める程度には該当しないとす旨の意見のみを述べ、診断書Bは同Aによって障害の状態を判断するためのひとつの参考資料として提出されているにすぎず、この提出をもって事後重症による請求が申し立てられたものとみることはできない旨を述べている。しかし、診断書Bの提出がそのような趣旨のものであるならば、原処分通知にその旨を示すなどしてそれを明らかにする措置を講じておくべきである。そのような措置が採られていない以上は、診断書Bが提出されていることをもって事後重症による請求が申し立てられているものと解さざるを得ないことになる。現に、後記3記載の審査官も、原処分を不服とする審査請求を受け、「社会保険庁長官は、平成〇年〇月〇日付で、請求人に対し、・・・裁定請求書に添付された診断書等により、障害認定日（平成〇年〇月〇日）並びに裁定請求日（平成〇年〇月〇日）における請求人の当該傷病による障害の状態を診査した結果、障害認定日並びに裁定請求日における当該傷病による障害の状態は・・・国年令・・・別表に定める障害等級の2級以上の障害の程度に該当していないとして、この障害基礎年金を支給しない旨の処分・・・をした。」として、本件裁定請求には事後重症による請求も含まれていることを前提に原処分が行われているものと解し、障害認定日及び裁定請求日における請求人の当該傷病による障害の状態をそれぞれ検討した上、いずれもいわゆる程度不該当であるとし、原処分は妥当であるとして審査請求を棄却する旨決定しているのである。保険者の代理人の意見は当を得たものとはいえない。

3 請求人は、原処分を不服とし、〇〇社会保険事務局社会保険審査官（以下「審査官」という。）に対して審査請求をしたが、審査官は、上記2に記載したよう

に、これを棄却する旨の決定をした。

4 請求人は、この決定をなお不服として、当審査会に対し、再審査請求をした。

第3 問題点

1 疾病にかかり、又は負傷し、その初診日において20歳未満であった者が、障害認定日以後に20歳に達したときは20歳に達した日において、障害認定日が20歳に達した日後であるときはその障害認定日において、国民年金法施行令（以下「国年令」という。）別表に掲げる程度の障害の状態にあるときは、その者に障害基礎年金を支給するとされ、また、疾病にかかり、又は負傷し、その初診日において20歳未満であった者（同日において被保険者でなかった者に限る。）が、障害認定日以後に20歳に達したときは20歳に達した日後において、障害認定日が20歳に達した日後であるときはその障害認定日後において、その傷病により、65歳に達する日の前日までの間に、国年令別表に掲げる程度の障害の状態に該当するに至ったときは、その者は、その期間内に障害基礎年金の支給を請求することができることとされている（国民年金法第30条の4第1項及び第2項）。

2 本件の場合、請求人が平成〇年〇月〇日に20歳に達したこと、及び、当該傷病に係る初診日とその20歳前にあり、請求人は障害認定日以後に20歳に達したことについては当事者間に争いが無いと認められるので、本件の問題点は、請求人が20歳に達した日及び裁定請求日における当該傷病による障害の状態が、いずれも国年令別表に掲げる程度に該当しないと認められるかどうかである。

第4 審査資料

「(略)」

第5 事実の認定及び判断

1 「略」

2 本件の問題点を検討し、判断する。

(1) 本件で審査資料によって認定することのできる請求人の当該傷病による障害の状態は、請求人の20歳に達し

た日から約〇年〇月後の現症のものであり、また、裁定請求日より約〇〇月前の現症のものであるところ、当審査会に顕著な事実によれば、保険者は、一般的に、障害認定日による請求については同日以後3月以内の現症が記載されている診断書、事後重症による請求については裁定請求日以前3月以内の現症が記載されている診断書の各提出を求めることとして、障害の程度の認定を行うべき日における障害の状態は、上記の各期間内の現症日における障害の状態によってこれを行うものとする旨の取扱いをしており、当審査会も、基本的にはこれを相当としてきているところである。したがって、各障害の状態は、いずれも上記の取扱いからは外れた時期の現症であるから、この取扱いをそのまま適用すると、特段の事情の存しない限り、これらを本件における障害の程度の認定を行うべき日における障害の状態として認めることはできず、その内容を検討するまでもないことになる。

しかし、本件については、第2の2に記載したように、保険者は自ら内容を検討・判断し、いわゆる程度不該当を理由とする原処分を行い、再審査請求手続においても、少なくとも障害認定日による請求の關係ではこの理由をそのまま維持しているのであり、このような経緯等にもかんがみると、当審査会としても、上記の取扱いのみに依拠してことの帰趨を決めるのは相当とはいえないというべきであるから、各障害の状態をもって、それぞれ請求人の20歳に達した日及び裁定請求日ころのものとして扱うこととする。

(2) そこで、検討するに、請求人の当該傷病による障害の状態は、診断書上、当該傷病Bに係る肝疾患による障害については特段の記載がないのであり、それは、この障害については憂慮すべき状態ではないとの診断がなされたことを示しているものと認めるのが相当

であるから、本件において障害と認定するに足る障害としては、当該傷病Aに係る血液・造血管疾患による障害のみが認められることになる。

そして、国年令別表は、障害等級2級の障害基礎年金が支給される障害の状態を定めているが、請求人の当該傷病による障害にかかわると認められるものとしては、「前各号に掲げるもののほか、身体の機能の障害又は長期にわたる安静を必要とする病状が前各号と同程度以上と認められる状態であって、日常生活が著しい制限を受けるか、又は日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度のもの」(15号)が掲げられている。

そして、社会保険庁では、国民年金法上の障害の程度を認定するためのより具体的な基準として「国民年金・厚生年金保険障害認定基準」(以下「認定基準」という。)を定めているが、給付の公平を期するための尺度として、当審査会もこの認定基準に依拠するのが相当であると考えられるものである。

認定基準の第3第1章第14節/血液・造血管疾患による障害によれば、血液・造血管疾患による障害の程度は、自覚症状、他覚所見、検査成績、一般状態、治療及び症状の経過等(薬物療法による症状の消長の他、薬物療法に伴う合併症等)、具体的な日常生活状況等により、総合的に認定するものとし、当該疾病の認定の時期以後少なくとも1年以上の療養を必要とするものであって、長期にわたる安静を必要とする病状が、日常生活が著しい制限を受けるか又は日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度のものを2級に該当するものと認定するとされている。そして、出血傾向群(血小板減少性紫斑病、凝固因子欠乏症等)により障害等級2級に相当すると認められるものの一部例示として、下記のA表、B表及び一般状態区分表(これは

本件審査資料の一般状態区分表のアンイシオと同じ内容のものである。)を掲げた上、「A表Ⅱ欄に掲げるうち、いずれか1つ以上の所見があり、B表Ⅱ欄に掲げるうち、いずれか1つ以上の所見があるもので、かつ、一般状態区分表のエ又はウに該当するもの」が挙げられている。

A表Ⅱ欄(臨床所見)

- 1 中度の出血傾向又は関節症状のあるもの
- 2 凝固因子製剤を時々輸注しているもの

B表Ⅱ欄(検査所見)

- 1 出血時間(デューク法)が8分以上10分未満のもの
- 2 APTTが基準値の2倍以上3倍未満のもの
- 3 血小板数が2万/ μl 以上5万/ μl 未満のもの

- (3) 請求人の当該傷病による障害の状態を前記認定基準に照らしてみると、次のとおりである。

平成〇年〇月ころの当該傷病による障害の状態は、前記A表Ⅱ欄の臨床所見において出血傾向及び関節症状があり、凝固因子製剤を〇か月ごとに〇〇本輸注しているとされているものの、同B表Ⅱ欄の血小板数は〇〇.〇万/ μl で、出血時間及びAPTTの検査所見は記載されておらず、一般状態区分表はイとされているのであり、このような障害の状態は、上記2級の例示に掲げる程度に相当するとはいえない。また、平成〇年〇月〇日現症時における請求人の当該傷病による障害の状態は、A表Ⅱ欄の臨床所見において出血傾向及び関節症状があり、凝固因子製剤を毎月約〇〇〇〇単位 \times 〇〇ml輸注しているとされているものの、B表Ⅱ欄の血小板数は〇〇.〇万/ μl で、出血時間及びAPTTの検査所見は記載されておらず、一般状態区分表はイとされているのであり、このような障害の状態は、上記2級の例示に

掲げる程度に相当するとはいえない。

- (4) 以上によれば、請求人の20歳に達した日当時及び裁定請求日当時における当該傷病による障害の状態は、いずれも国年令別表に掲げる2級の程度に該当すると認めることは困難であり、もとよりこれより重い1級にも該当しない。

そうすると、原処分は妥当であつて、これを取り消すことはできない。

以上の理由によって、主文のとおり裁決する。